

様式第2の3 (第13条の9第3項関係)

	折 目	
第 年 月 日 年 月 日 実 施 年 月 日 から 期 間 年 月 日 まで 指定管理鳥獣捕獲等事業 従 事 者 証 都道府県知事 団	注 意 事 項 1 従事者証は、鳥獣の捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 許可を受けた者とみなされた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。	指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
住 所 氏 名 生年月日	事業を実施する都道府県又は国の機関 (委託を受けた場合) 法 人 の 名 称 指 定 管 理 鳥 獣 の 種 類 区 域 方 法 備 考	

備 考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。